# 個人住民税関係 説明資料

自治税務局市町村税課平成27年2月10日

# 目 次

<個	人住民税関係>	
0	ふるさと納税の拡充(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
0	消費税率引上げ時期変更に伴う措置(個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間の延長)(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
0	日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
0	働き方の選択に対して中立的な税制の構築(配偶者控除)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
0	出国時の譲渡所得課税の特例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
0	平成27年度与党税制改正大綱(個人住民税関係部分抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
$\circ$	檢討事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

# ふるさと納税の拡充(案)

# 1. 特例控除額の拡充

地方六団体の要望等を踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充する。

2. 返礼品(特産品)送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

1とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、 当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊 かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る 周知、募集等の事務を適切に行うよう、下記のような行為の自粛を地方団体に要請する。

(通知(技術的助言))

- ① 募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為
  - ・「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示
- ② ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)送付
  - ・ 換金性の高いプリペイドカード等
  - 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品
- 3. 申告手続の簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設)

確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入する。

(別紙参照)

# 「ふるさと納税ワンストップ特例」の基本的スキーム

- (1) 確定申告を行わない給与所得者等は、個人住民税課税市町村に対するふるさと納税 (寄附)の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを要請できることとする。 (確定申告を行う者は、現行どおり、確定申告を通じて控除を受ける。)
- (2) 寄附先団体は、必要な事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知する。
- (3) 本特例が適用される場合は、個人住民税課税市町村は、翌年度の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて控除を行う。(確定申告を行った場合と同額が控除される。)
  - ※ 確定申告を行う場合は、原則に戻ることとし、所得税と個人住民税から 控除を受ける。
- (注) ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入
  - ・ 5団体を超える地方団体へのふるさと納税(寄附)を行う者は、確定申告が必要

# 平成27年度税制改正大綱(抄)

平成26年12月30日 自 由 民 主 党 公 明 党

# 第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

- Ⅱ 地方創生·国家戦略特区
- 1 東京圏への人口集中の是正・各地域での住みよい環境の確保

### (2) ふるさと納税

ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限の引上げを行うとともに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。これとあわせ、地方公共団体に対し、返礼品等の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請する。

# 平成27年度税制改正大綱(抄)

# 第二 平成27年度税制改正の具体的内容

一個人所得課税(地方税)

〈個人住民税〉

- (13) 個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除(ふるさと納税) について、次の措置を講ずる。
  - ① 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割(現行1割)に引き上げる。 (注)上記の改正は、平成28年度分以後の個人住民税について適用する。
  - ② ①とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、都道府県又は市区町村がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、都道府県及び市区町村に対して要請する。(通知(技術的助言))
  - ③ 確定申告を必要とする現在の申告手続について、当分の間の措置として、次のとおり、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。
    - イ 確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控 除申請を寄附先の都道府県又は市区町村が寄附者に代わって行うことを要請できることとする。
    - ロ イの要請を受けた寄附先の都道府県又は市区町村は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課 税市区町村に通知することとする。
    - ハ この特例が適用される場合は、現行制度における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ控除する。(控除限度額は、①の措置を踏まえたものとする。)
    - 二 寄附者が確定申告を行った場合又は5団体を超える都道府県若しくは市区町村に対して寄附を 行った場合は、上記イ及びロにかかわらず、この特例は適用されないこととする。
    - ホその他所要の措置を講ずる。
    - (注)上記の改正は、平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用する。

# 返礼品(特産品)送付への対応について

平成27年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について(抜粋) (平成27年1月23日付事務連絡)

- ① 地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除(ふるさと納税)について、以下の措置を講ずることとしていること。
  - イ 返礼品(特産品)送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

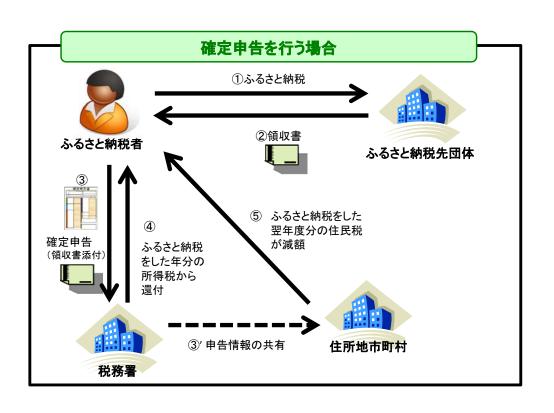
ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、以下のような行為について自粛していただきたいこと。このことについては、特例控除額の拡充等を含む地方税の年度改正法案の成立後、改めて、大臣通知(技術的助言)により要請を行うことを予定していること。なお、返礼品(特産品)を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当することについても留意すること。

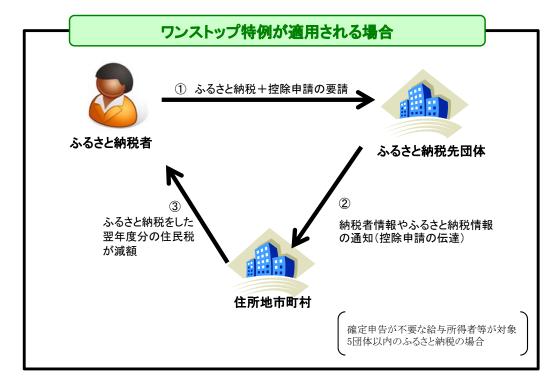
- (ア) 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、当該返礼品(特産品)の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為(下記)については、自粛していただきたいこと。
  - ・「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示
    - ※ 各地方団体のHPや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供についても、同様に行わないようにすること。
- (イ) ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を 推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、ふるさと納税の趣旨 に反するような返礼品(特産品)を送付する行為(下記)については、自粛していただきたいこと。
  - 換金性の高いプリペイドカード等
  - ・ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品
- ② あわせて、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点にご留意いただきたいこと。
  - ウ 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品(特産品)送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。
  - エ 各都道府県においては、域内市区町村の返礼品(特産品)送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、 適切な助言・支援を行うこと。

5

# ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

- 確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設する(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)。
  - ・ 確定申告を行った場合と同額が控除される。(本特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除される。)
  - ・マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入。
  - ・ 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要。

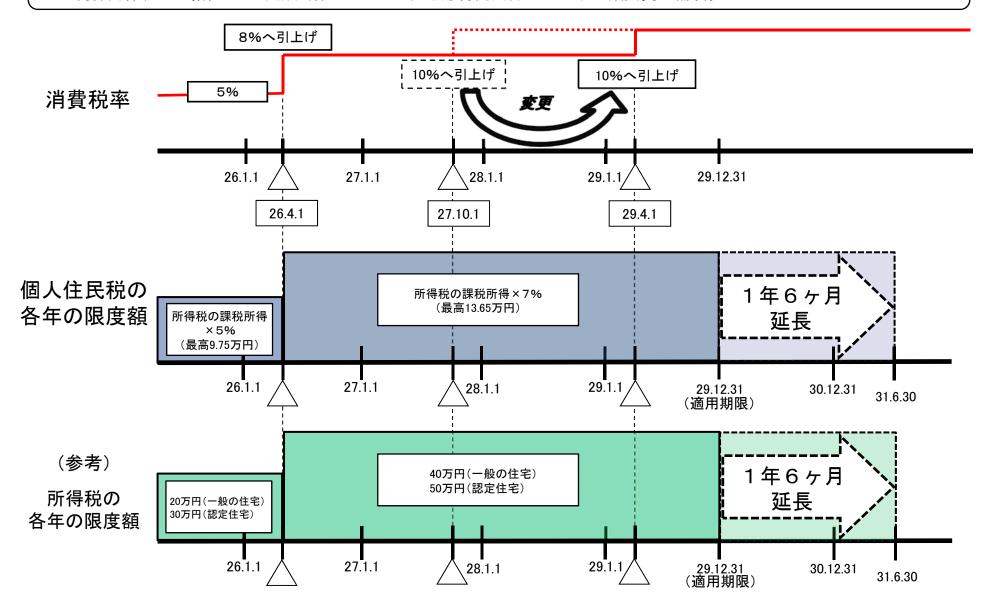




### 消費税率引上げ時期変更に伴う措置(個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間の延長)(案)

現行では平成29年末までが対象期間とされている住宅ローン減税措置について、消費税率10%への引上げ時期が変更されることを踏まえ、所得税同様、その対象期限を1年6ヶ月延長する。

※ 現行同様、この措置による減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填。



# 平成27年度税制改正大綱(個人住民税関係部分抜粋)

平成26年12月30日 自 由 民 主 党 公 明 党

# 第二 平成27年度税制改正の具体的内容

- 一 個人所得課税
- 2 住宅・土地税制
  - (1) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限(平成29年12月31日)を 平成31年6月30日まで1年6月延長する。

また、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

# 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化(案)

### 【現行制度】

個人住民税の扶養控除については、日本国外に居住する親族についても控除の対象となる。

#### (参考)

- 1. 扶養控除の概要
- ① 控除の対象となる扶養親族 納税者の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)等でその納税者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下で16歳以上の者
- ② 控除額

控除対象扶養親族1人につき33万円。ただし、特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満)の場合は45万円、老人扶養親族(年齢70歳以上)の場合は38万円、同居老親(納税者又はその配偶者の直系尊属で、当該納税者又は配偶者との同居を常況としている老人扶養親族)の場合は45万円

- (注) 現行制度上、納税者は扶養控除の適用を受けるに当たり、「納税者の親族であることを確認できる書類」や「納税者が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことを確認できる書類」等の提出が義務付けられていない。
- 2. 非課税限度額の概要
  - 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない制度。



- (注1)所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額
- (注2)世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族(16歳未満の者を含む。)の合計数
- (注3)加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
- (注4)均等割の非課税限度額もあり、基本額35万円及び加算額21万円に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、 2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定
- (注) 現行制度上、納税者は非課税限度額制度の適用を受けるに当たり、「納税者の親族であることを確認できる書類」や「納税者が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことを確認できる書類」等の提出を義務付けられていない。

### 【見直し案】

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税者に対して、住民税の申告書等に以下の親族関係書類及び送金関係書類を添付し、又は当該申告書等を提出する際に提示することを義務付ける。

(注) 以下(1)又は(2)の書類が外国語により作成されている場合には、その書類の和訳文も添付等する必要。

#### (1) 親族関係書類

以下①又は②のいずれかの書類

- ① 戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類でその納税者の親族であることを証する もの及び当該親族の旅券の写し【納税者の親族が日本人である場合を想定】
- ② 外国政府若しくは外国の地方公共団体が発行した書類で、その納税者の親族であることを証するもの (その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。)【納税者の親族が外国人である場合を 想定】

#### (2) 送金関係書類

その年における次の①又は②の書類で、その親族の生活費又は教育費に充てるためのその居住者からの支払が、必要の都度、行われたことを明らかにするもの

- ① 金融機関が行う為替取引によりその居住者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする 書類【送金依頼書を想定】
- ② いわゆるクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類【クレジットカード利用明細書を想定】
- (注1) 書類の添付等を義務付ける所得控除の種類

扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除

(注2) 上記の見直しは、平成29年度分以後の個人住民税について適用する。

# 平成27年度税制改正大綱(個人住民税関係部分抜粋)

# 第二 平成27年度税制改正の具体的内容

平成26年12月30日 自 由 民 主 党 公 明 党

- 一 個人所得課税
- 4 その他
- (1) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化
  - ① 個人住民税の申告において、日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除若しくは障害者控除(以下「扶養控除等」という。)の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者は、親族関係書類及び送金関係書類を個人住民税の申告書に添付し、又は個人住民税の申告書の提出の際提示しなければならないこととする。ただし、下記②により提出し、又は提示したこれらの書類については、添付又は提示を要しないこととする。
  - ② 給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者であって、日本国内に住所を有しない親族に係る非課税限度額制度の適用を受ける者は、親族関係書類及び送金関係書類を扶養親族申告書に添付し、又は扶養親族申告書の提出の際提示しなければならないこととする。
  - ③ その他所要の措置を講ずる。
- (注1)上記の「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類をいう。
  - ① 戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類で日本国内に住所を有しない者が扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し
  - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、日本国内に住所を有しない者が扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者の親族であることを証するもの(その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。)
- (注2)上記の「送金関係書類」とは、扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける年度の初日の属する年の前年に おける次の①又は②の書類で、日本国内に住所を有しない親族の生活費又は教育費に充てるためのその扶養控除等の適用 又は非課税限度額制度の適用を受ける者からの支払が、必要の都度、行われたことを明らかにするものをいう。
  - ① 金融機関が行う為替取引によりその者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類
  - ② いわゆるクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者から受領したことを明らかにする書類
- (注3) 親族関係書類又は送金関係書類が外国語により作成されている場合には訳文を添付等しなければならない。
- (注4)上記の改正は、平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成29年度分以後の個人住民税について適用する。

## 「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革 に関する論点整理(第一次レポート)」の概要

平成26年11月 政府税制調査会

### 1. 配偶者控除創設以来の社会・経済の構造変化と税制上の配慮の見直し

〇 所得税においては昭和36年(1961年)に、夫婦は相互扶助の関係にあって一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、扶養控除から分離する形で配偶者控除を創設。

#### 配偶者控除創設時

- 人口ボーナス期(合計特殊出生率:2前後で推移)
- 〇 終身雇用・年功賃金の正社員が中核
- 〇 「片働き世帯」・専業主婦が主流
- 〇 「夫婦と子どものいる世帯」が主流
- 〇 相対的に所得格差が小さい時期

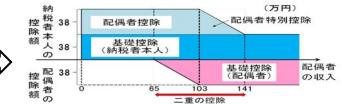


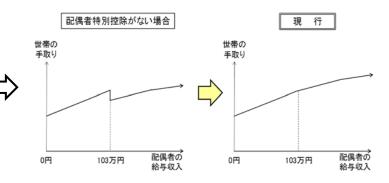
- ------現 在 -
- 〇 人口オーナス期(合計特殊出生率:1.43(平成25年))
- 〇 非正規雇用の拡大
- 〇 「共働き世帯」の増加
- 〇 「夫婦のみの世帯」と「単身世帯」が増加
- 〇 所得格差が拡大する傾向
- 若い世代においても非正規雇用の比重が高まり、所得の低い層を中心に、経済的な理由で結婚ができない、結婚 しても片働きでは十分な世帯収入が維持できない、子どもを産み育てる余裕がないといった状況。
  - ⇒「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性が高まる。

### 2. 配偶者控除に関する問題点の指摘

- 現行の配偶者控除については、以下の指摘がなされており、そのあり方についての見直しが必要と考えられる。
  - ・ 共働きが増加している中で、片働きを一方的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘。
  - ・ 「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている(いわゆる「二重の控除」が行われている)ため、「片働き世帯」や「共働き世帯」よりも控除額の合計額が多く、アンバランスが生じているとの指摘。
  - 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を 受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっ ているとの指摘(いわゆる103万円の壁)。

これについては、配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消。他方で、「103万円」が、心理的な壁として作用しているのではないか、また、企業の配偶者手当の支給基準として援用されているとの指摘。

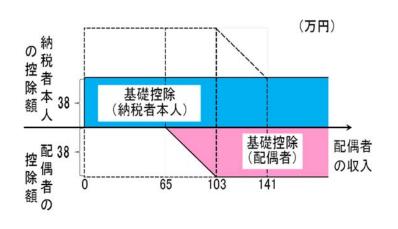




### 3. 働き方の選択に対して中立的な税制の構築にあたっての選択肢と論点

いずれの選択肢についても検討すべき論点が存在しており、また、これら以外の選択肢もあり得ることから、今後、十分な国民的な議論と検討が必要。

#### 選択肢A-1・・・配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充

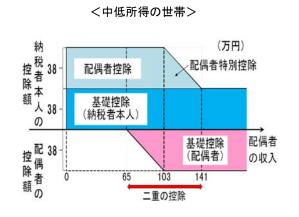


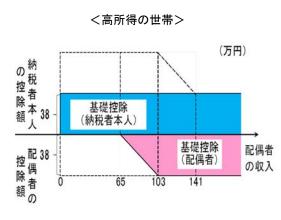
○ 配偶者の収入により納税者本人の控除額が影響を受けない中立 的な仕組みとするため、配偶者控除を廃止。同時に、「子どもを 産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

### 【主な論点】

- 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべき との観点から配偶者がいることに対する税制上の配慮を残すべ きではないか。
- 「片働き世帯」・「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に「子どものいない低所得の世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

### 選択肢A-2・・・配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充





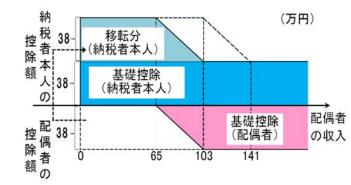
O 配偶者控除の適用に納税者本人の所得に 応じた制限を設ける。同時に、「子どもを 産み育てようとする世帯」に配慮して子育 て支援の拡充を行う。

#### 【主な論点】

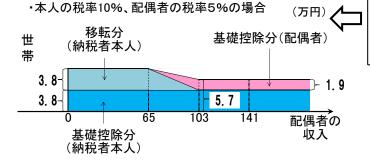
- ・ 中低所得の世帯において、現行の配偶 者控除が存続し、引き続き配偶者の働き 方によって納税者本人の控除額が影響を 受けることとなる。
- ・ 高所得の納税者に対して配偶者控除の 適用に所得制限を設ける場合には、扶養 控除その他の人的控除についても同様の 検討が必要となるのではないか。

#### 選択肢B-1・・・いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充

#### <所得控除額のイメージ>



<税負担軽減額のイメージ>



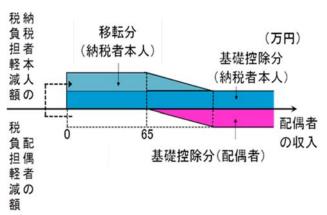
○ いわゆる二重の控除によるアンバランスを解消し、中立的な税制に近づけるため、配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み(いわゆる移転的基礎控除)とすることにより、配偶者の収入によらず夫婦2人で受けられる控除の合計額が一定となるようにする。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

### 【主な論点】

- 夫婦別産制の下では、世帯単位で税負担を捉える考え方に基づくこの選択肢よりも、むしろ個人単位課税を維持すべきではないか。
- ・ 基礎控除を所得控除制度としたままで移転的基礎控除の仕組みを導入する場合、夫と妻で適用される税率が異なるときには配偶者の就労に対し抑制的な効果が働き中立性が確保されない場合もあることについてどう考えるか。
- 「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に子どものいない低所得の「パート世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

### 選択肢B-2・・・いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充

#### <税負担軽減額のイメージ>

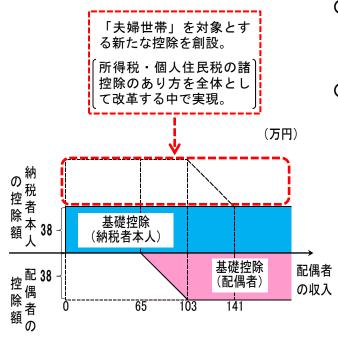


○ 移転的基礎控除の導入とあわせ、基礎控除を税額控除化することにより、配偶者の収入によらず控除により夫婦2人で受けられる税負担軽減額が一定となるようにする。これにより、働き方の選択に対して中立的な税制とするとともに、所得再分配機能の回復を図る。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

#### 【主な論点】

再分配機能を回復するために基礎控除を税額控除化するのであれば、 扶養控除その他の人的控除についても同様の検討が必要となるのでは ないか。

### 選択肢C・・・「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充



- 配偶者控除に代えて、「夫婦世帯」に対し、若い世代の結婚や子育てに 配慮する観点から新たな控除を創設する。新たな控除は配偶者の収入にか かわらず適用されることとし、働き方の選択に対して中立的な税制とする。 あわせて、子育て支援の拡充を行う。
- 「夫婦世帯」においても、働き方や所得水準などの状況は様々であることから、新たな控除を創設する場合には、税負担能力に応じた公平な負担を実現する観点から全般的な負担調整の検討が必要。

「夫婦世帯」、「単身世帯」を問わず経済力のある者に対する配慮措置を見直すことを含め、所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現する必要。

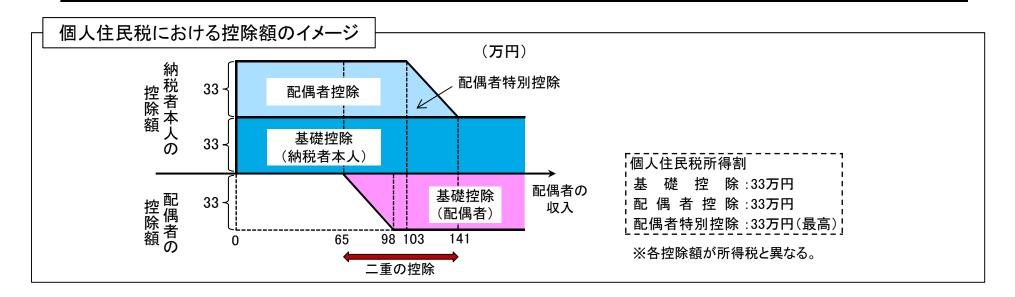
#### 【主な論点】

- ・ 税負担能力への配慮や税負担の公平性の観点からは、高所得の「夫婦世帯」にまで新たな控除を適用する必要はないのではないか。(この場合、高所得の「専業主婦世帯」・「パート世帯」は負担増となる。)
- 税制が結婚に対して中立的でなくなるため、その是非について十分な 議論が必要なのではないか。
- ・ 「夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯」に対する配慮について どう考えるか。

### 4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

- 上記のいずれの選択肢が望ましいかについては、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要。今後の議論によってさらに新たな選択肢が提案されることも考えられる。
- 今回の見直しは、これからの社会によりふさわしい負担構造を構築するとの観点から行うことを踏まえれば、改正全体としては税収中立あるいは財政中立を念頭に行っていく必要。
- なお、配偶者の働き方の選択に対しては、社会保険制度や企業の配偶者手当制度による世帯の手取りの逆転現象がより大きな影響を与えているため、こうした制度についても十分検討を進めることを強く求めたい。
- (注1)社会保険制度では、配偶者の給与収入が130万円を超えると、被保険者本人の被扶養配偶者からはずれることとなり、配偶者自身に社会保険料負担が発生する。
- (注2) 配偶者手当については、配偶者の収入が一定額以下 (39%の企業が103万円以下、16%の企業が130万円以下) の場合に支給する企業が多い。

# 働き方の選択に対して中立的な税制(個人住民税)



### 非課税限度額制度

⇒ 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない独自の制度



- (注1)所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額
- (注2)世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数
- (注3)加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
- (注4)均等割の非課税限度額もあり、基本額35万円及び加算額21万円に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」(抄)

(平成26年11月 政府税制調査会)

- 4. 選択肢を踏まえた今後の検討について
- (3) <u>諸控除のあり方の検討にあたっては、個人住民税において独自に設けられている非課税限度額制度との関係についても検討が</u>
  <u>必要となる。また、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、所得税や個人住民税が非課税であることやその課税所得金額が用いられていることにも留意が必要</u>である。

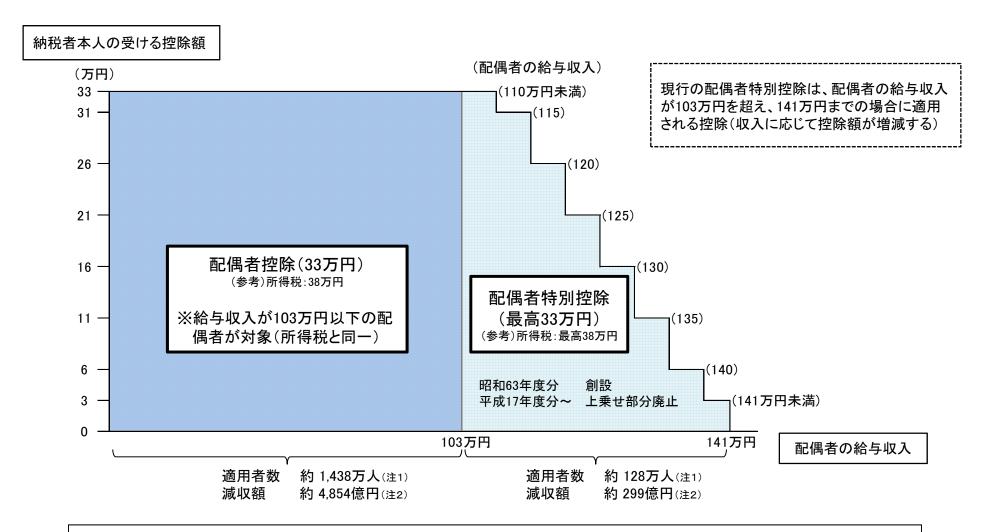
# 平成27年度税制改正大綱(個人住民税関係部分抜粋)

平成26年12月30日 自 由 民 主 党 公 明 党

# 第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

- Ⅱ 地方創生·国家戦略特区
- 3 少子高齢化の進展・人口減少への対応
  - (3) 少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点からの個人所得課税の見直しわが国においては、少子高齢化の進展・人口減少、働き方の多様化や所得格差の拡大等の社会・経済の構造変化が著しい。若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境や女性が働きやすい環境を整備することが極めて重要な課題となっており、税制のみならず関連する諸制度を総合的に検討すべきである。その際、社会の基本は「自助」にあることを踏まえ、家族の助け合いの役割も正しく評価する必要がある。これらを踏まえ、個人所得課税について、効果的・効率的に子育てを支援する観点、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点を含め、社会・経済の構造変化に対応するための各種控除や税率構造の一体的な見直しを丁寧に検討する。

# 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み(個人住民税)



<sup>⇒</sup> かつては「配偶者特別控除」がなく、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人の配偶者控除の適用がなくなることにより、 配偶者の給与収入が増えても、世帯でみれば「手取りの逆転現象」(いわゆる「壁」)が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は 解消されている。

<sup>※</sup>配偶者特別控除は、控除を受ける人の前年における合計所得金額が1千万円超の場合は適用されない。 (注1) 配偶者控除(老人控除対象配偶者を含む。)及び配偶者特別控除の適用者数は、平成25年度市町村税課税状況等の調によるものであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

<sup>(</sup>注2) 減収額はそれぞれの控除総額(平成25年度市町村税課税状況等の調)に10%を乗じた額としている。

# 人的控除の概要 (個人住民税)

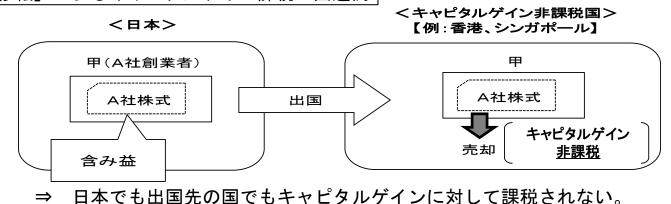
		의=n.ケ		控除額		
		創設年 (個人住民税)	対象者	【現行(平成26年度)】	(参考) 所得税(平成25年)	本人の所得要件
基	基 礎 控 除	昭和37年度 (1962年度)	·本人	33万円	38万円	-
礎	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者			_
	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	33万円	38万円	-
的	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	38万円	48万円	_
な	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者 を有する者	最高 33万円	最高 38万円	年間所得1,000万円以下
人	扶 養 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養 親族)を有する者			_
的	ー 般 の 扶 養 親 族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	33万円	38万円	-
控	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	-
除	老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	_
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	_
特	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	_
別	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	_
な	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	53万円	75万円	_
人	寡 婦 控 除	昭和37年度 (1962年度)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
的	(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	年間所得500万円以下
控	寡 夫 控 除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下
除	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

# 出国時の譲渡所得課税の特例について(案)

### 【現状】

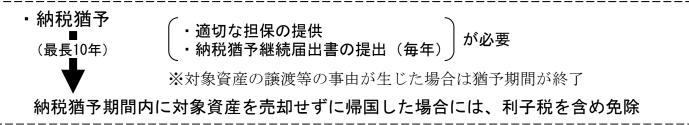
- 租税条約上、株式等のキャピタルゲインについては株式等を売却した者が居住している国に課税権が あるとされている。
- 〇 これを利用し、巨額の含み益を有する株式を保有したまま出国し、キャピタルゲイン非課税国(例: シンガポール、香港)において売却することにより、課税逃れを行うことが可能。

## 「居住地国移転」によるキャピタルゲイン課税の回避例



# =【見直し案】

- 〇 上記のような課税逃れに対応するため、一定の高額資産家(※)を対象に、出国時に未実現のキャピタル ゲイン(含み益)に対して特例的に課税する。
  - ※ 出国時の有価証券等の評価額が1億円以上の者であり、かつ、出国直近10年内において5年を超えて居住者であった者。 ただし、在住期間要件の判定にあたっては、入管法別表第一の在留資格で居住していた期間は、居住者でなかったものとみなす。
  - (注) 出国時の譲渡所得課税の特例を導入している国の例:アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ
- 〇 また、納税資金が不十分であることを勘案し、納税猶予を選択できることとする。



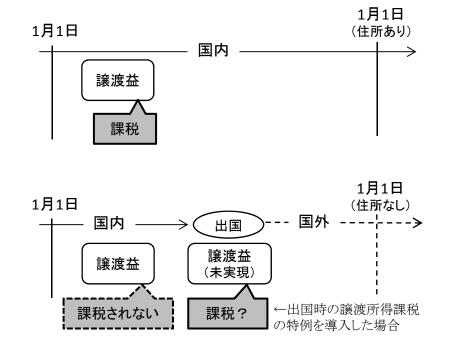
# 出国時の譲渡所得課税の特例について

- 個人住民税については、翌年1月1日に地方団体内に住所を有する者に課税される税であるため、 年の途中で出国した者については、当該年中に実現したキャピタルゲイン(例えば出国の直前に売 却した株式の譲渡益)に係る個人住民税は課税されないこととの公平性を踏まえると、所得税と同 様の措置を講ずることは現時点では困難。
- 個人住民税に係る出国時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例については、年の途中で出国した者等の実現したキャピタルゲイン等についての課税のあり方の検討と併せて、引き続き検討する。

#### 【出国者等に係るキャピタルゲインに対する課税関係】

	出国年の1月1日から 出国時までの間に実現 したキャピタルゲイン	未実現の キャピタルゲイン		
所得税 (国税)	課税	新たに課税		
個人住民税 (地方税)	課税されない ※ 賦課期日(出国年の 翌年1月1日)時点にお いて住所を有しないため、 納税義務者にあたらない。	(引き続き検討)		

### 【個人住民税におけるキャピタルゲインに対する課税関係(イメージ)】



# 平成27年度税制改正大綱(個人住民税関係部分抜粋)

平成26年12月30日 自 由 民 主 党 公 明 党

# 第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

V 国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和に向けた取組み

国境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する観点から、出国時における株式等に係る未実 現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例を創設する。これにあわせて、現行の財産債 務明細書について、所得税・相続税の申告の適正性を確保するため、記載内容を充実するなどの 見直しを行う。その際、記載に係る事務負担が過重なものとならないよう、運用上、適切に配慮 することとする。なお、個人住民税に係る譲渡所得課税の特例の導入について、引き続き検討を 行う。

#### 平成27年度与党税制改正大綱(個人住民税関係部分抜粋) (平成26年12月30日 自由民主党・公明党)

#### 第二 平成 27 年度税制改正の具体的内容

- 一 個人所得課稅
- 1 金融・証券税制

(国税・地方税)

〔新設〕

- (1) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を次のように創設する。
  - ① 非課税措置の概要
  - イ 居住者等が、未成年者口座に設けた次に掲げる勘定の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべき当該勘定において管理されている上場株式 等の配当等(当該未成年者口座において支払を受けるものに限る。)及び当該期間内に譲渡した当該上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。
    - (イ) 非課税管理勘定 当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間
  - (ロ)継続管理勘定 当該継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日までの期間
  - ロ 非課税管理勘定は、平成28年から平成35年までの各年(当該未成年者口座を開設している者が、その年1月1日において20歳未満である年及び出生した 日の属する年に限る。)に設けることができることとし、毎年80万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定か ら移管される上場株式等を受け入れることができる。
  - ハ 継続管理勘定は、平成 36 年から平成 40 年までの各年(当該未成年者口座を開設している者がその年 1 月 1 日において 20 歳未満である年に限る。)に設けることができることとし、毎年 80 万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。
  - (注)上記ロ及びハの80万円の上限は、新たに取得した上場株式等についてはその取得対価の額により、他の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等についてはその移管の時の価額(時価)により判定する。
  - ② 未成年者口座
    - イ 未成年者口座とは、居住者等(その年1月1日において 20 歳未満である者及びその年に出生した者に限る。)が、本特例の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の氏名、住所及び個人番号等を記載した未成年者口座開設届出書に未成年者非課税適用確認書を添付して提出することにより平成 28 年から平成 35 年までの間に開設した口座(1人につき1口座に限る。)をいう。
    - ロ 未成年者口座で管理されている上場株式等につき支払を受ける配当等及び当該上場株式等を譲渡した場合におけるその譲渡代金等については、課税未成年 者口座において管理されなければならない。
    - ハ 未成年者口座を開設した居住者等は、当該未成年者口座を開設した日から居住者等がその年3月31日において18歳である年(以下「基準年」という。)の前年12月31日までの間は、当該未成年者口座内の上場株式等を課税未成年者口座以外の口座に払い出すことはできない。ただし、当該居住者等が、その居住する家屋が災害により全壊したことその他これに類する事由(当該事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限る。以下「災害等の事由」という。)に基因して当該未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全てを払い出す場合は、この限りでない。
  - ③ 課税未成年者口座
    - イ 課税未成年者口座とは、居住者等が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所(当該金融商品取引業者等の関連会社の営業所を含む。)に開 設した特定口座、預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。
    - ロ 課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、当該課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年 12 月 31 日までは、その資金を未成年者口座 における投資に用いる場合を除き、当該課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、当該居住者等の災害等の事由に基因して当該課税未成年者 口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全てを払い出す場合は、この限りでない。
  - ④ 払出制限について要件違反があった場合の取扱い
    - イ 未成年者口座及び課税未成年者口座を開設した居住者等が、基準年の前年 12 月 31 日までに、これらの口座内の上場株式等及び預貯金等をこれらの口座から払出しをした場合には、当該払出しがあった日において上場株式等の譲渡又は配当等の支払があったものとして、次の金額に対して 15% (他に地方税 5%) の税率により源泉徴収を行う。
    - (イ)次に掲げる金額の合計額から、当該未成年者口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該未成年者口座において取得した上場株式等の取得対価の額等の合計額を控除した金額
      - a 当該未成年者口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に、当該未成年者口座において行われた上場株式等の譲渡に係る譲渡対価の額及び 当該未成年者口座から課税未成年者口座に移管がされた当該移管の時における上場株式等の価額(時価)の合計額

- b 当該払出しがあった日において当該未成年者口座において有する上場株式等の価額(時価)の合計額
- (ロ) 当該未成年者口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該未成年者口座において支払を受けた上場株式等の配当等の額の合計額
- (注)上記(イ)の譲渡所得の金額の計算上損失が生じた場合には、その生じた損失の金額はなかったものとみなす。また、上記(ロ)の配当所得の金額から 控除することもできない。
- ロ 上記イにより源泉徴収された上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できる。
- ⑤ 年間取引報告書の税務署長への提出

金融商品取引業者等は、未成年者口座においてその年中に生じた上場株式等の配当所得の金額及び譲渡所得等の金額その他の事項について報告書を作成し、 これを翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならない。

- ⑥ 非課税口座 (NISA口座) への移管等
  - イ その年1月1日において20歳である居住者等が同日に未成年者口座を開設している場合には、同日以後は、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に当該居住者等の非課税口座が開設されたものとみなすこととする。
  - ロ 金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の非課税管理勘定又は継続管理勘定において管理されていた上場株式等は、同一の金融商品取 引業者等の営業所に開設されている非課税口座に移管できることとする。
- (注)上記の制度は、平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用する。ただし、これらの日が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に定める日前となる場合には、同日からとする。
- (2) 国が直接支払う国債の利子について、国を当該利子に係る道府県民税利子割及び配当割の特別徴収義務者とするため所要の措置を講ずる。
  - (注)上記の改正は、平成27年4月1日以後に支払われる国債の利子について適用する。

#### 〔拡充等〕

- (1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、次の措置を講ずる。
  - ① 非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を、120万円(現行:100万円)に引き上げる。 (注)上記①の改正は、平成28年分以後の非課税管理勘定について適用する。
  - ② 非課税適用確認書の交付申請書の記載事項等の金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長への提供方法について、光ディスク等を提出する方法を廃止し、電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法に一本化する。
  - ③ 金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長の承認を受けた場合に当該所轄税務署長以外の税務署長に提供することができる事項の範囲に、次に掲げる事項を加える。
    - イ 居住者等から提出を受けた非課税口座異動届出書の記載事項
    - ロ 居住者等から提出を受けた非課税口座移管依頼書の記載事項
    - ハ 金融商品取引業者等に事業譲渡等があった場合の提供事項
  - ④ なお、個人番号を用いることによる非課税口座の開設手続の簡素化については、平成29年分までは基準日の住所を証する住民票の写し等の提出により重複して非課税口座を開設することを防止する実務が確立していることを踏まえ、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う。
- (3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、次の措置を講ずる。
  - ① 特定口座間の上場株式等の移管をする場合には、移管元の特定口座で管理されている上場株式等を移管先の特定口座が開設されている金融商品取引業者等の 営業所の長に保管の委託をする方法により行うことができることとする。
  - ② 特定口座に受け入れることができる生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更によりその社員に割り当てられた上場株式等で特別口座において管理されているものについて、次の措置を講ずる。
    - イ 当該上場株式等の特定口座への受入れは、その組織変更による割当ての日から10年以内に行われるものに限ることとする。
    - ロ 当該上場株式等の範囲に、当該上場株式等の株式の分割、株式無償割当て又は取得条項付株式の取得事由の発生により取得した上場株式等(その組織変更 による割当ての日から 10 年以内に受け入れる同一銘柄のものに限る。)を加える。
  - ③ 出国口座から特定口座に移管することができる上場株式等の範囲に、当該出国口座が開設されている金融商品取引業者等と締結した累積投資契約に基づき取得した公社債投資信託の受益権でその公社債投資信託の収益分配金のみが当該受益権と同一銘柄の受益権の購入の対価に充てられるものを加える。
  - ④ 平成28年1月1日から同年12月31日までの間の特定公社債等の特定口座への受入れに関する経過措置について、国外で発行された公社債投資信託又は証券 投資信託以外の投資信託の受益権で受入一般取得上場株式等に該当するものについては、受益証券基準価額帳に記載される受益証券基準価額に類する価額によ り特定口座に受け入れることができることとする。

- (注)上記③及び④の改正は、平成28年1月1日以後に特定口座に受け入れる上場株式等について適用する。
- (4) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正により特定新規中小企業者の確認に係る事務の権限が経済産業大臣から都道府県知事に移譲されることに伴い、エンジェル税制(①特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、②特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている払込み等の事実の確認をした旨を証する書類の発行者を都道府県知事とする。

#### [縮減等]

- (2) 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる上場株式等及び特定公社債について、次の措置を講ずる。
  - ① 上場株式等の範囲に、特定受益証券発行信託の受益権で公募のものを加える。
  - (注)上記の改正は、平成28年1月1日以後に行う上場株式等の譲渡について適用する。

#### 2 住宅・土地税制

(地方税)

#### [延長・拡充等]

- (1) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限(平成29年12月31日)を平成31年6月30日まで1年6月延長する。 また、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。
- (2) 福島復興再生特別措置法の改正を前提に、次の措置を講ずる。
  - ① 一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設(仮称)に係る都市計画事業により土地等が買い取られる場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等を適用する。
  - ② 収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象に、都市計画が定められている一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業の用に供する土地等を加える。
- (3) 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく同法の大深度地下の使用の認可を受けた事業と一体的に施行される事業(当該認可を受けた事業に係る事業計画に定められたものに限る。)により設置される施設又は工作物(当該事業計画に係る事業計画書に記載されたものに限る。)の所有を目的とした地下についての上下の範囲を定めた借地権の設定がされた場合において、その設定の対価として支払を受ける金額が、その土地の価額の2分の1に相当する金額に、地表からその土地に係る当該大深度地下の深さまでの距離のうちに借地権の設定される最も浅い部分の深さから当該大深度地下の深さまでの距離の占める割合を乗じて計算した金額の10分の5に相当する金額を超えるときは、その設定の対価に係る所得を譲渡所得として課税することとする。
  - (注)上記の改正は、平成27年4月1日以後に行う借地権の設定について適用する。
- (4) 国家戦略特別区域法の改正を前提に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象に、国家戦略特別区域内における同法の認定区域計画に定められた特定事業に係る再開発事業(施行区域の面積が500 m以上であること等の一定の要件を満たすものに限る。)を行う民間事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該再開発事業の用に供されるものを加える。
- (5) 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の改正を前提に、同法の買取協議について次の改正が行われた後も引き続き、同法の買取協議に基づき土地を譲渡した場合の 5,000 万円特別控除を適用する。
  - ① 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき指定された特定駐留軍用地跡地(仮称)を買取協議の対象に加える。
  - ② 買取協議の対象となる土地の面積要件を市町村条例により下限なく引下げ可とする。
- (6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講ずる。
  - ① 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を3年延長する。
  - ② 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行による権限の移譲に伴い、適用対象となる国土利用計画法の規制区域に所在する土地等が同法の規定により買い取られた場合における個人住民税の申告書に添付すべき書類を、都道府県知事又は指定都市の長(現行:都道府県知事)のその土地等を同法の規定に基づき買い取ったものである旨を証する書類とする。
- (7) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行による権限の移譲に伴い、短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の適用除外措置の対象である都市計画法の開発許可を受けた個人による譲渡について、国土利用計画法の規制区域に所在する土地等を同法の許可を受けて譲渡をした場合における個人住民税の申告書に添付すべき書類を、都道府県知事又は指定都市の長(現行:都道府県知事)のその許可に係る通知の文書の写しとする。

#### 3 租税特別措置等

(地方税)

[拡充等]

- (1) 「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」として給付される給付金について、予算措置が継続された場合には、引き続き個人住民税を課さないこととする。
- (2) 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、次の見直しを行う。
  - ① 対象者について、認定新規就農者である個人を追加する。
  - ② 対象となる交付金等から環境保全型農業直接支援対策交付金を除外する。
  - ③ 対象となる特定農業用機械等を機械装置、器具備品、一定の農業用施設である建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウエア(現行:農業用の機械その他の減価償却資産)とする。
  - ④ 農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を2年延長する。

#### [縮減等]

- (1) 山林所得に係る森林計画特別控除について、山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が 2,000 万円を超える者の 2,000 万円を超える部分(現行:3,000 万円を超える者の 3,000 万円を超える部分)の控除率を 10%とした上、その適用期限を 3 年延長する。
  - (注)上記の改正は、平成29年度分以後の個人住民税について適用する。

#### 4 その他

(地方税)

〈個人住民税〉

- (1) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化
  - ① 個人住民税の申告において、日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除若しくは障害者控除(以下「扶養控除等」という。)の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者は、親族関係書類及び送金関係書類を個人住民税の申告書に添付し、又は個人住民税の申告書の提出の際提示しなければならないこととする。ただし、下記②により提出し、又は提示したこれらの書類については、添付又は提示を要しないこととする。
  - ② 給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者であって、日本国内に住所を有しない親族に係る非課税限度額制度の適用を受ける者は、親族関係書類及び送金関係書類を扶養親族申告書に添付し、又は扶養親族申告書の提出の際提示しなければならないこととする。
  - ③ その他所要の措置を講ずる。
  - (注1)上記の「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類をいう。
    - ① 戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類で日本国内に住所を有しない者が扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し
    - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、日本国内に住所を有しない者が扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者の親族であることを証するもの(その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。)
  - (注2)上記の「送金関係書類」とは、扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける年度の初日の属する年の前年における次の①又は②の書類で、日本 国内に住所を有しない親族の生活費又は教育費に充てるためのその扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者からの支払が、必要の都度、行 われたことを明らかにするものをいう。
    - ① 金融機関が行う為替取引によりその者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類
    - ② いわゆるクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者から受領したことを明らかにする書類
  - (注3) 親族関係書類又は送金関係書類が外国語により作成されている場合には訳文を添付等しなければならない。
  - (注4)上記の改正は、平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成29年度分以後の個人住民税について適用する。
- (2) 確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。
  - ① 事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金(仮称)について、現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に、従業員に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。
  - ② 個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者について、現行の個人型確定拠出年金制度に係る税制上の措置を適用する。
    - なお、個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される者の拠出限度額については、次のとおりとする。

- イ 企業型確定拠出年金加入者(他の企業年金がない場合) 年額24万円
- ロ 企業型確定拠出年金加入者(他の企業年金がある場合) 年額14.4万円
- ハ 確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者 年額 14.4 万円
- 二 第三号被保険者 年額 27.6 万円
- (注)上記イ及びロの企業型確定拠出年金加入者については、その者が①マッチング拠出を行わないこと及び②個人型確定拠出年金制度の加入者になることができることについて、企業型確定拠出年金の規約に定めがある場合にのみ個人型確定拠出年金制度への加入を可能とする。この場合の当該企業型確定拠出年金制度の拠出限度額(他の企業年金がない場合:年額66万円、他の企業年金がある場合:年額33万円)は、他の企業年金がない場合は年額42万円、他の企業年金がある場合は年額18.6万円とする。
- ③ 確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度に年金資産の移換がされた場合並びに合併等に伴い確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度と中小企業退職金共済制度間で年金資産等の移換がされた場合の移換後の各制度における給付等について、現行の税制上の措置を適用する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。
- (3) 小規模企業共済法の改正を前提に、同法に基づき支給される次の共済金等については、引き続き退職所得控除及び公的年金等控除の対象とする。
  - ① 個人の小規模企業者が、配偶者又は子に対する事業譲渡により廃業した場合に、当該事業譲渡以外の事由による廃業の場合と同様に支払われる共済金
  - ② 65歳以上の会社等役員が、疾病等以外の事由により退任した場合に、疾病等の事由により退任した場合と同様に支払われる共済金
  - ③ 共同経営者が独立開業した場合に、共済契約の掛金納付月数を通算して支払われる共済金等
- (4) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法の施行に伴い、同法に基づき設立される国立研究開発法人日本医療研究開発機構を公共法人等が支払を受ける利子等 に係る非課税措置等の対象とする。
- (5) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により新たに支給されることとなる特別弔慰金について、次の措置を講ずる。
  - ① 個人住民税を課さないこととする。
  - ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。
- (6) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。
  - ① 個人住民税を課さないこととする。
  - ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。
  - ③ 障害年金を受けている者を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。
- (7) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所を公共法人等が支払を受ける利子等に係る非課税措置等の対象とする。
- (8) 福島再開投資等準備金制度の創設

福島復興再生特別措置法の改正を前提に、同法の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた個人で帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域として設定された区域内に平成23年3月11日において事業所を有していたものが、積立期間内の日を含む各年において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する支出に充てるため、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された投資予定額の2分の1相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その年において必要経費算入できることとする。

この準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受ける場合にはその適用を受ける減価償却資産の特別償却実施額に相当する金額を取り崩すほか、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日を含む年の翌年から3年間でその2年を経過する日を含む年終了の時における準備金残高の均等額を取り崩して、総収入金額に算入する。

(注)上記の「積立期間」とは、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する資金の積立期間をいう。

上記に伴い、福島再開投資等準備金を積み立てている個人の積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日が、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の実施区域に係る企業立地促進計画の提出のあった日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日より後である場合には、その個人に係る企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用期間の末日は、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日とする。ただし、その5年を経過する日後に取得等をした特定機械装置等については、一定の規模以上のものに限り、適用できることとする。

- (注)上記の「一定の規模以上のもの」とは、一の設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの又は機械装置で一の設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるものとする。
- (9) 国庫補助金等の総収入金額不算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で水素

社会構築技術開発事業(仮称)等に係るものを加える。

- (10) 不当景品類及び不当表示防止法の改正に伴い、同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、必要経費算入しないこととする。
- (11) 投資法人法制の見直しを前提に、利益を超える金銭の分配の額のうち一時差異等調整引当額(仮称)の増加額に相当する金額を、配当等の額(現行:資本の払 戻しの額)とする。
- (12) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。
- (13) 個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除(ふるさと納税)について、次の措置を講ずる。
  - ① 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割(現行1割)に引き上げる。
  - (注)上記の改正は、平成28年度分以後の個人住民税について適用する。
  - ② ①とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、都道府県又は市区町村がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、都道府県及び市区町村に対して要請する。(通知(技術的助言))
  - ③ 確定申告を必要とする現在の申告手続について、当分の間の措置として、次のとおり、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。
    - イ 確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を寄附先の都道府県又は市区町村が寄附者に代わって行うことを要請できることとする。
    - ロ イの要請を受けた寄附先の都道府県又は市区町村は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市区町村に通知することとする。
    - ハ この特例が適用される場合は、現行制度における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額の5分の2を 道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ控除する。(控除限度額は、①の措置を踏まえたものとする。)
    - ニ 寄附者が確定申告を行った場合又は5団体を超える都道府県若しくは市区町村に対して寄附を行った場合は、上記イ及び口にかかわらず、この特例は適用されないこととする。
    - ホーその他所要の措置を講ずる。
  - (注)上記の改正は、平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用する。

#### 五 国際課税

4 外国子会社合算税制等の見直し

(地方税)

個人住民税における国内に住所を有する者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(いわゆる外国子会社合算税制)等について、特定外国子会社等に該当する こととされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)を 20%未満(現行:20%以下)に変更する。

5 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施

(地方税)

個人住民税、法人住民税及び事業税について、国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。 (注)上記の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人住民税及び事業税並びに平成30年度分以後の個人住民税について適用する。

# 平成27年度税制改正大綱·検討事項(個人所得課税関係部分抜粋)

平成26年12月30日 自 由 民 主 党 公 明 党

# 第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- 2 医療費控除については、医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面の実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメディケーション(自己治療)の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する。
- 3 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。
- 4 寄附金税制のあり方については、これまでの累次にわたる制度拡充の効果等を踏まえ、所得控除による対応を基本としている所得税において主要諸外国にはない税額控除の選択制がとられていること等も勘案しつつ、引き続き検討する。
- 5 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等 にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、所得 税・法人税を通じて総合的に検討する。
- 6 寡婦控除については、家族のあり方にも関わる事柄であることや他の控除との関係にも留意しつつ、制度の趣旨も踏まえながら、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行う。